

令和8年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 須賀川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.8%
全職員	69.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	102.6%
本庁課長補佐相当職	92.1%
本庁係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.5%
31～35年	90.4%
26～30年	94.0%
21～25年	95.3%
16～20年	87.2%
11～15年	93.1%
6～10年	95.4%
1～5年	89.9%

【説明欄】

- パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で支給する職員については、任用形態が多様であり、単純に比較できないため除外している。
- 扶養手当については、世帯主となることが多く、家計の生計維持者となることが多い男性に対して支給されており、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は概ね80%である。
- 管理職手当については、女性に比べて、男性の方が受給人数も多く、また上位の職位に在職している人数も多い。
- 超過勤務手当については、男性職員の超過勤務時間が長く、職員1人あたりの支給額は、女性職員より概ね40%多くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。